

2012 年末に安倍晋三自民党政権が成立して以来、1990 年代以降の日本経済の長期停滞とデフレ傾向に対して、アベノミクスと称される経済政策が実行され、株価の上昇、円安の進行による輸出産業の経営状態の好転、物価の上昇傾向への反転などがみられた<sup>1)</sup>。こうした経済の一定の好転という状況のもとで、2013 年 7 月に行なわれた参議院選挙で自民党と公明党が大勝し、2007 年の参議院選挙以来の衆参両院で多数派政党が異なるという「ねじれ現象」が解消した。圧倒的な数の力を手にした安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」の一環として、いままでの政権が違憲としてきた集団的自衛権<sup>2)</sup>の行使を容認する方向で見直そうとしている。

そもそもポツダム宣言の受諾・無条件降伏によって敗戦した日本は、アメリカ主導の連合軍の占領下でその軍事機構は解体され、主権在民・基本的人権の尊重・平和主義(戦争放棄)を三原則とする日本国憲法を制定し、国際紛争を解決する手段としての一切の戦力をもたないという選択をしたのであった。しかし、アジアにおける冷戦が激化し、朝鮮戦争の勃発によって冷戦が熱戦へと転化するなかで、連合軍最高司令官総司令部(GHQ)の指令による警察予備隊の創設以降、日本は再軍備の道を歩みはじめる。独立回復直後の警察予備隊の保安隊への改組を経て、1954 年には陸海空の自衛隊を設置し、その後 4 次におたる防衛力整備計画によって自衛隊を増強していった。それでも、そうした現実と憲法との整合性を維持するために、自衛隊の実力は、「他国に対して侵略的な脅威を与えない」ような「自衛のための必要最小限度の範囲内」という、抽象的ではあっても一応の制約を設定し、海外派兵も集団的自衛権の行使も「自衛のための必要最小限度の範囲」を超えるとして違憲としてきたのである。

もし集団的自衛権の行使が容認されることになれば、過去の政権が憲法の規定と自衛隊

---

1) アベノミクスの特徴とその理論的支柱であるリフレ派の主張、およびリフレ派への批判を含む 90 年代以降の長期停滞とデフレ傾向に関する諸見解に対する私の批判と見解については、私のウェブサイト <http://web.econ.keio.ac.jp/staff/nobu/> に掲載している論文ドラフト「アベノミクスは日本経済を救えるか？」を参照していただきたい。

2) 国際連合憲章第 7 章第 51 条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と定めており、国際法上初めて集団的自衛権を国家の固有の権利として承認したとされている。日本では、1981 年 5 月に政府見解として、集団的自衛権を「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義している。

の存在とを両立させるために積み上げてきた憲法解釈を根底から変えるだけでなく、占領下での諸改革を出発点とする日本の戦後体制と国家安全保障のあり方に劇的な変化をもたらす可能性をもっている。そこで、本稿では、憲法制定過程における「戦争放棄」と自衛権の解釈とその後の憲法解釈の変遷を整理したうえで、安倍政権の集団的自衛権行使の容認が日本の国家安全保障にとってどのような意味をもつのかを考えていくことにする。

なお、日本の国家安全保障は日米安全保障条約体制を基軸としており、この日米安保体制はアメリカのグローバルな軍事戦略・国家安全保障戦略の一環として存在するものである。そして、日米安保体制のもとでの集団的自衛権の行使とは、第一義的にはアメリカの軍事行動とのいっそうの一体化またはその補完の強化を意味する。したがって、以下では憲法解釈の変遷だけではなく、それらをアメリカのグローバルな軍事戦略・国家安全保障戦略とその変化と関係づけながら検討していく。

## 第1節 冷戦期の憲法解釈の変化とアメリカの冷戦・軍事戦略

### (1) 日本国憲法制定時の第9条解釈

日本国憲法は、その前文で

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

と謳い、第9条は、

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

と規定している。

これらを素直に読めば、日本は国際間の紛争において戦争や武力によらずに解決に努力すること、そのために一切の戦力を持たないことを、国の最高法規である憲法によって宣言したということになるだろう。

実際、1947年8月に文部省が中学校1年生用社会科の教科書として発行した『あたらしい憲法のはなし』は次のように解説している<sup>3)</sup>。

---

3) なお、この教科書は朝鮮戦争直前の1950年4月に副読本に格下げされ、52年4月からは発行されなくなっている。

こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。

また、日本国憲法は大日本帝国憲法の改正手続きに従って帝国議会で政府案が審議・可決されたが、その審議過程での戦争放棄、自衛権と自衛戦争についての質問に政府は次のように答弁している<sup>4)</sup>。

帝国議会衆議院本会議での原夫次郎議員の質問に対する吉田茂首相の答弁(1946年6月26日)

戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定しておりませぬが、第9条第2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります。

従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦われたのであります、満洲事変然り、大東亜戦争また然りであります。今日我が国に対する疑惑は、日本は好戦国である、何時再軍備をなして復讐戦をして世界の平和を脅かさないと分らないということが、日本に対する大なる疑惑であり、また誤解であります。まずこの誤解を正すことが今日我々としてなすべき第一のことであると思うのであります。

またこの疑惑は誤解であるとは申しながら、全然根底のない疑惑とも言はれない節が、既往の歴史を考へて見ますと、多々あるのであります。ゆえに我が国においてはいかなる名義を以てしても交戦権はまず第一自ら進んで放棄する。放棄することによって全世界の平和の確立の基礎をなす。全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献する決意をまずこの憲法において表明したいと思うのであります。(拍手)

これによって我が国に対する正当なる諒解を進むべきものであると考へるのであります。平和国際団体が確立せられたる場合に、もし侵略戦争を始むる者、侵略の意思を以て日本を侵す者があれば、是は平和に対する冒犯者であります。全世界の敵であると言ふべきであります。世界の平和愛好国は相寄り相携へてこの冒犯者、この敵を克服すべきものであるのであります。(拍手)ここに平和に対する国際的義務が平和愛好国もしくは国際団体の間に自然生ずるものと考えます。(拍手)

帝国議会衆議院本会議での野坂参三議員の質問<sup>5)</sup>に対する吉田茂首相の答弁(1946年6月28日)

戦争放棄に関する憲法草案の条項におきましては、国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようであるが、私はかくの如きことを認むることが有害であると思うのであります。(拍手)近年の戦争は多く国家防衛権の名において行なわれたることは顕著なる事実であります。ゆえに正当防衛権

---

4) 以下、帝国議会での質疑については、国立国会図書館、帝国議会会議録検索システム <http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/> を利用し、一部表記を変更した。

5) 野坂議員の質問は、戦争には侵略戦争と防衛的な戦争があり、戦争一般の放棄ではなく、侵略戦争の放棄とするのが的確ではないかという趣旨である。

を認むることが偶々戦争を誘発するゆえんであると思うのであります。また交戦権放棄に関する草案の条項の期する所は、国際平和団体の樹立にあるのであります、国際平和団体の樹立によって、あらゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであります。

金森徳次郎国務大臣の帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会での

① 高柳賢三議員の質問に対する答弁と

② 大河内輝耕議員の質問に対する答弁(1946年9月13日)

① 第2項は武力を持つことを禁止しておりますけれども、武力以外の方法によってある程度防衛して損害の限度を少なくするという余地は残っていると思います。…第1項におきましては自衛戦争を必ずしも禁止しておりませんが、…第2項になって自衛戦争を行うべき力が全然奪われておりますからして、その形はできません。しかし各人が自己を保全するということとはもとより可能なことと思えますから、戦争以外の方法でのみ防衛する…。

② 第9条の第1項では自衛戦争ができないという規定は含んでおりませんが、第2項に行きまして自衛戦争たるか何たるかを問わず、戦力はこれを持っていけない、また交戦権はこれを認めない、そうすると自衛の目的をもって始めましても交戦権は認められないのですから、本当の戦争にはなりません。だから結果から言うと、今1項には入らないが、2項の結果として自衛戦争はやれないということになります。

つまり、第9条第1項自体は自衛権を否定していないが、武力の行使は放棄し、さらに第2項で戦力の不保持を規定しているため、自衛のためであっても戦争はできないし、やらないと宣言している。自衛権を発動するとすれば、武力以外の手段での自衛行動をとるしかない、というのが政府の見解である。そして、このような憲法案を政府が提案したのは、近年の戦争は自衛のためという名目で行なわれたのであり、自衛戦争と侵略戦争を区別するのは無意味である、むしろ自衛権を認めることが戦争を誘発することになる、したがって戦力を持たないことの方が、戦争を回避できるという認識によるのである<sup>6)</sup>。

では、武力以外の手段による自衛行動とは何か？前文の趣旨と1945年10月に国際連合が正式発足していたことを勘案すると、日本国民が、戦争の原因となる「専制と隷従、圧迫と偏狭」を除去するために、武力以外のあらゆる手段を用いて必要な努力を確固とした決意を持って実行し、国際平和のために寄与する、そしてこうした努力によっても国際紛争が未然に防げなかった場合には、国際連合憲章が定める諸措置に期待する、ということ

---

6) 安倍政権が任命したNHK経営委員の百田尚樹氏は、2014年2月3日に東京都知事選挙候補者の田母神俊雄氏の街頭応援演説で、「憲法改正派です。今の憲法は戦争は起こってほしくないなあ願っているだけの憲法だと、私は作家としてそう解釈します」、「絶対に戦争を起こさせない。そういう憲法に変えるべきだと僕は思っています」と述べたという(『朝日新聞』2月4日付朝刊)。「作家として」という限定は、NHK経営委員としての見解表明ではないというエクスキューズであろうが、憲法制定当時の時代背景や多数の民間憲法草案(GHQが草案作成過程で参考にした憲法研究会案など)にみられる人々の意識、憲法案についての議会での質疑応答を調べると、歴史小説を書く作家として当然のことをされたうえでの発言なのだろうか。少なくとも46年6月の帝国議会での吉田首相の答弁と議場の拍手は、「戦争は起こってほしくないなあ願っているだけ」のものではなく、まさに二度と「絶対に戦争を起こさせない」ために、日本が非武装という手段によって積極的に「世界の平和確立に貢献する決意」を示しているのである。

になろう。これが日本国憲法が定める戦争放棄の原則の背景でもある。

しかし、米ソ冷戦の開始によって国際連合は機能不全に陥り、この原則の背景が失われた。そして朝鮮戦争の開始からまもなく、アメリカの冷戦・軍事戦略のもとで日本の再軍備が始まり、政府の憲法解釈は次々と変更されていくのである。

## (2) 再軍備の開始と憲法解釈の変更

1950年7月8日、対日占領軍のマッカーサー司令官から吉田首相宛ての「日本警察力の増強に関する書簡」で「事変・暴動等に備える治安警察隊」として、75,000名の「National Police Reserve」の創設が要望され、8月10日にポツダム政令として警察予備隊令が公布される。吉田首相は警察予備隊設置の目的は治安維持であり、その性格は国際紛争を解決する軍隊ではなく、再軍備の目的もないと国会で答弁している(7月29日)。しかし、警察予備隊の訓練はアメリカの軍事顧問の下で行なわれ、その装備も迫撃砲、対空自走砲、軽戦車、榴弾砲など重装備化が進められていく。

そして、この時期に集団的自衛権と憲法第9条との関係について、対日平和条約と日米安全保障条約の署名後の国会審議(1951年11月7日)において、対日平和条約第5条(c)の規定<sup>7)</sup>をめぐって注目すべき質疑応答が行なわれている<sup>8)</sup>。

### 岡本愛祐議員の質問

(対日平和条約第5条(c)において日本は)個別的または集団的自衛の固有の権利を有することになる。そうしますと、つまり安全保障条約によりまして、アメリカと日本とは同盟国みたいになるのでありますから、アメリカの日本における基地が爆撃されたときに、それは日本に対する侵略というような意味において、集団的自衛の立場からお前も行って朝鮮の戦線を守ってくれ、これは自衛権なんだ、それで警察予備隊も出てくれというようなことにこの条文によって導きはしないか、あらゆる援助という中に含まれる危険がないか…

### 西村熊雄外務省条約局長の答弁

日本といたしましては、憲法第9条によって厳として軍備を持たない、また交戦権を行使しないという国家の性格を明らかにいたしております。いかなる要請が国連ないしアメリカ政府から出ましても、日本といたしましては、この憲法を崩すことは断じて許されません。御懸念のような結果を招来するような措置は日本政府としてはとり得ないし、またとる意思もないことをはっきり申し上げます。

### 岡本議員の質問

そういたしますと、その解決は、つまり警察予備隊がこの第5条を前提として朝鮮へ自衛権の発動として出て行くことは憲法の条章に違反すると、こういうことになりますか。

---

7) 「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結できることを承認する」という規定。

8) 参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会での質疑応答。以下、国会での質疑については、国立国会図書館、国会会議録検索システム<http://kokkai.ndl.go.jp/> を利用し、一部表記を変更した。

西村熊雄外務省条約局長の答弁

憲法の条章に明白に違反いたします。憲法の条章に明白に違反するようなことを日本政府がとるとお考えになることに、私は非常に疑問を持つわけであります。我々はこの憲法を堅持しなくちゃならないのでございますまいか。

岡本議員の質問

…(c)項によって、集团的自衛の固有の権利というものが出て来るのですね。そうすると、今言ったように安全保障条約によって同盟的な立場に立つのであって、そうなれば今アメリカの基地が爆撃されるというようなことになって来ると、日本も同盟の立場において集团的自衛の固有の権利としてそこまで出て行けるのだという解釈はできはしないかというのです。

西村熊雄局長の答弁

今ご指摘のように、日本は独立国でございますから、集团的自衛権も個別的自衛権も完全に持つわけでございます、持っております。しかし憲法第九条によりまして、日本は自発的にその自衛権を行使する最も有効な手段であります軍備は一切持たないということにしております。また交戦者の立場にも一切立たないということにしております。ですから、我々はこの憲法を堅持する限りは御懸念のようなことは断じてやってはいけないうし、また他国が日本に対してこれを要請することもあり得ないと思つております。

日本が個別的・集团的自衛権を保有することを規定した対日平和条約と日米の軍事同盟条約としての日米安保条約が、朝鮮戦争中に調印されたという時代背景を反映して、国連またはアメリカの要請によって日本が集团的自衛権を行使して国外での軍事行動を行なう可能性が議論されたのである。そして、在日米軍基地が攻撃された場合であっても、政府は日本が海外派兵をする可能性を憲法第9条を根拠として明確に否定したのである。

こうした議論の後に批准された対日平和条約が1952年4月に発効し、日本の主権が(引き続きアメリカの施政権下に置かれた沖縄等を除いて)回復した後の8月に保安庁法が成立し、10月に保安隊が設置された。さらに54年3月のMSA協定締結を受けて、6月に防衛庁設置法と自衛隊法が成立し、7月に自衛隊が発足した。自衛隊の目的は「直接および間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときにはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある」とされ、その後、4次にわたる防衛力整備計画によって着実に軍事力増強が実行されていく。

しかし、こうした再軍備・軍事力増強は当然、憲法制定当初の自衛戦争をも否定した政府答弁と矛盾する。そこで、憲法を現状に合わせるための解釈の変更が行なわれていくことになる。

保安隊設置後の52年11月、吉田内閣の政府統一見解

戦力とは、近代戦争遂行に役立つ程度の装備・編成を備えるものをいう。戦力に至らざる程度の実力を保持し、これを直接侵略防衛の用に供することは違憲ではない。

1953年7月の参議院予算委員会での木村篤太郎保安庁長官の答弁

第9条第2項の戦力とは何ぞやということになりますと、結局近代戦争を遂行し得るような装備編成を持った大きな力であると、こう解釈する。そこで外国へ向って侵略戦争を行ない得るような力は往々にしてこの戦力に該当するような大きな力である。

保安隊の段階では、警察予備隊以上に重装備となり、単に国内の治安維持に必要というには無理が生じてくるのだが、それでも名目上の目的は「国内の保安」であった。そこで戦力の保持を否定する第9条第2項との整合性を図るために、戦力とは「近代戦争を遂行できるような実力を持った装備・編成」とであると定義し、保安隊の実力はそのようなものではないから戦力ではなく、したがって違憲ではないという解釈に変更されたのである。しかし、1954年、MSA協定の締結によって日本がアイゼンハワー政権の冷戦・軍事戦略の一部として位置づけられ、自衛隊が創設される段階になるとこの抗弁も成立しなくなる。

### (3) 自衛隊創設・軍事力増強を可能にするための憲法解釈

自衛隊が創設され、MSA協定によってアメリカからの援助と引き換えに自衛力の増強が義務づけられると、近代戦争を遂行できるような実力を持った装備・編成という戦力の定義と憲法解釈では、憲法第9条と自衛隊の実態との齟齬を覆い隠すことができなくなる。自衛隊法によって、外部からの侵略の未然防止・排除が自衛隊の目的として明文化され、しかも在日米軍の補完の役割を果たすためには当然、自衛隊の実力を近代戦争を遂行できるような装備・編成へと増強しなければならなくなったからである。そこで、国連憲章において各国の自衛権と自衛力は認められており、日本国憲法も自衛権を否定していないのだから、日本が自衛力を持つことも否定されていない、したがって外部からの侵略に対処しうる実力を持つことは違憲ではないという解釈に変更された。

1954年4月の自衛隊法審議過程での木村篤太郎保安庁長官の答弁

わが憲法においては自衛力は否定されていないのであります。一国独立国家たる以上は、外部からの不当侵略に対してこれを守るだけの権利があります。その権利の関係であります力を持つことは当然の事理であります。安保条約においてもまた国連憲章51条においてもこれはひとしく認めるところであります。…自衛隊法による自衛隊にいたしましても、もちろん外部からの不当侵略に対して対処し得る実力部隊、これを軍隊といい、また軍隊といわなくとも一向さしつかえないのであります。要は戦力に至らない実力部隊、我々はこう考えておる次第であります。

1954年12月の鳩山一郎内閣の政府統一見解

憲法第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。したがって自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。自衛隊は軍隊か。自衛隊は外国からの侵略に対処するという任務を有するが、こういうものを軍隊というならば、自衛隊も軍隊といえることができる。しかしかような実力部隊を持つことは憲法に違反するものではない。

自衛隊創設段階以前の、近代戦争を遂行できるような実力という戦力の定義自体が曖昧なものであったが、それでも装備・編成をその量や性能という一定程度客観的な側面から制約する意味合いはあった。それが、自衛の目的という前提はあるものの、外部からの侵略に対処するために必要な実力であれば憲法が禁止する戦力ではなく違憲ではないというように解釈が変更され、自衛隊を軍隊と呼ぶことも許容することになったのである。日本への侵略を意図する外国は、当然近代戦争を遂行できる装備・編成によって侵略を実行するであろうから、侵略に対処するのに必要な実力は違憲ではないと解釈を変更することによって、近代戦争遂行に役立つ程度の装備・編成という戦力の定義を事実上放棄したことになる。装備・編成の制約を量的にも性能的にも取り払い、第9条第2項の戦力の不保持規定をなかば公然と無視する解釈となったのである。

また、自衛隊に必要とされる実力は、侵略を意図する可能性のある他国の戦力との関係で変化するため、事実上軍事力増強の制約はなくなり、論理的には核武装でさえも容認されることになる。冷戦下で追及された核戦力を中心とする軍拡競争のなかで支配的となった抑止力戦略の考え方に立てば、相手からの核攻撃を抑止するという口実によって核武装も正当化されるからである。さらに、軍事的には、相手から実際に攻撃を受ける前に相手の戦力を破壊する方が容易で効率的であるから、相手から攻撃を受ける以前に自衛のために他国を攻撃することも容認されかねない。前述の憲法制定過程での吉田首相の答弁のように、過去において自衛の名の下に侵略戦争が行なわれてきたという反省、一定の見識さえも捨て去られたといえよう。

#### (4) 軍事力増強の「制約」のための憲法解釈

日本が核武装も含む際限のない軍事力増強、軍事大国化する危険性に対する国内外の危惧を受けて、たとえば1957年に岸信介首相が参議院予算委員会で、憲法に核兵器を禁止する明文規定はないが、自衛目的であっても、もし防御的な核兵器が開発されたとしても、日本は核武装をしないという趣旨の答弁をしている。また、1967年3月には佐藤栄作首相が参議院予算委員会で、他国の軍事力増強に対する抑止力として日本も自衛力を増強していかなければならないが、憲法が許しているのは、他国に対して侵略的な脅威を与えないという自衛力であり、それが自衛隊の実力の限界であるという趣旨の答弁をしている。

さらに、1967年12月の衆議院予算委員会で佐藤首相が非核三原則を政府の政策とすることを表明し、70年2月の核不拡散条約への署名(76年6月批准)を経て、71年11月の沖縄



返還協定の国会承認の際に、衆議院本会議で政府が沖縄を含めて非核三原則を遵守することが決議された。

こうした経緯から内閣法制局がまとめた憲法解釈が次のようなものである。

1978年4月3日の参議院予算委員会での真田秀夫内閣法制局長官の答弁

政府が従来から憲法第9条に関してとっている解釈は、同条が我が国が独立国として固有の自衛権を有することを否定していないことは憲法の前文をはじめ全体の趣旨に照らしてみても明らかであり、その裏付けとしての自衛のための必要最小限度の範囲内の実力を保持することは同条第2項によっても禁止されておらず、右の限度を超えるものが同項によりその保持を禁止される「戦力」に当たるといふものである。

核兵器であっても仮に自衛のための必要最小限度の範囲内にとどまるものがあるとすれば、憲法上その保有を許されるとしている意味は、もともと、単にその保有を禁じていないということとどまり、その保有を義務付けているというものでないことは当然であるから、これを保有しないこととする政策的選択を行うことは憲法上何ら否定されていないのであって、現に我が国は、そうした政策的選択の下に、国是ともいふべき非核三原則を堅持し、更に原子力基本法及び核兵器不拡散条約の規定により一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

憲法第9条と自衛隊の存在との整合性を維持するための憲法解釈の柱が、「自衛のための必要最小限度の実力」という概念であり、その範囲内であれば他国に対して侵略的な脅威を与えないから、第9条第2項の「戦力」には当たらないという論理である。再軍備・軍事力増強を行なうなかで、憲法と実態との齟齬は拡大していく。その齟齬を糊塗するために憲法の解釈変更を繰り返し、行き着いたところが「自衛のための必要最小限度の実力」概念であり、その現実化としての自衛隊とその増強は違憲ではないという解釈なのである。ただし、この概念は依然として抽象的で曖昧性を持っているため、さらに政府見解や政策として具体例を挙げて攻撃的兵器の保有を否定する。

個々の兵器のうちでも、性能上専(もっぱ)ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されません。したがって、たとえば、ICBM、長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母を自衛隊が保有することは許されない。

また、自衛権の発動が認められる条件として次の3つの条件を設定する。

- ① わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ② この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

自衛権を行使できる地理的範囲については、

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは、個々の状況

に応じて異なるので、一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない。

集団的自衛権については以下の通りである。

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによって不利益が生じるというようなものではない。(稲葉誠一衆議院議員の質問主意書に対する 1981 年 5 月 29 日付の政府答弁書)

#### (5) アメリカの冷戦・軍事戦略と憲法解釈との関係

以上のように、日本国憲法制定時点では政府および議会が、日本が自衛のためと称しながら周辺諸国・地域に軍事的侵略を行ない、国内外に多大な犠牲を強いた結果に対する真摯な反省にもとづいて、すなわち日本が国際紛争は戦争や武力によらずに解決することをめざし、一切の戦力を持たないことを武器として、国際平和のために積極的に貢献する決意を表明していたのである。これは前文や第 9 条を素直に読めばわかる解釈であり、当時の国民一般が共有する意識でもあったであろう。

しかし、米ソ冷戦がアジア地域に拡大するもとので、日本はアメリカ陣営に組み込まれて主権を回復する道を選択し、アメリカの冷戦・軍事戦略の一環として、アメリカ軍の補完的役割を果たすために同盟国として求められる軍事力の増強を行なっていく。それには戦争放棄を掲げる憲法との齟齬が生じる。そこで、政府は憲法制定当初の決意を捨て去り、自衛のために必要な範囲の実力を保持することを第 9 条は禁じていないという解釈によって、憲法の制約を突破したのである。

しかし、軍事力増強を推進していくにしたがって、憲法と実態との齟齬は拡大していき、自衛のためという名目で近隣諸国に軍事的侵略を行なった過去の歴史から、再び軍事大国となってその歴史を繰り返す意図があるのではという国内外の危惧と批判が高まる。これに対応するために、今度は憲法解釈に、自衛のために必要な最小限度の範囲内の実力と、最小限度という制約を追加し、他国に対して侵略的な脅威を与えないという理由付け

とする。これでも危惧や批判をなくすことは困難であったため、侵略の意図を持たないことを明確化するために、憲法解釈にもとづく政策選択として、攻撃的兵器の保有の否定、自衛権発動の3条件、自衛権行使の地理的範囲・海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の否定を追加していったのである。

ここで、注意すべきことは、日本側は政府の憲法解釈や答弁で自衛のためと強調しているが、警察予備隊の創設以来の再軍備と自衛隊の増強は、決して日本の防衛それ自体のためだけではなく、アメリカの冷戦・軍事戦略と一体化したもの、世界に展開するアメリカ軍の一環としての在日米軍の補完という意味合いを強くもっているということである。

アメリカが第2次世界大戦終了後の軍事力縮小から再軍拡に乗り出すのは、トルーマン政権時、1949年のソ連の原爆実験成功と中華人民共和国の成立がきっかけである。それまでのアメリカの原爆独占を基盤とした冷戦・軍事戦略が見直され、全面的な軍拡とグローバルな反共軍事同盟のネットワークの構築による対ソ・対共産主義封じ込め戦略が、国家安全保障会議(NSC)に提起される(国家安全保障会議文書 NSC-68)。そして、この戦略は1950年の朝鮮戦争開始を背景にNSC-68が国家戦略として採用され、実行に移された。

次のアイゼンハワー政権では、核兵器による大量報復攻撃力を保有することによってソ連の行動を抑止する戦略が採用され、アメリカは核戦力の大増強に特化し、対ソ攻撃拠点としての軍事同盟のネットワークを拡大して米軍基地をグローバルに展開し、同盟国には、米軍の軍事力の補完と米軍基地の防衛のために軍事力の増強を求めていくのである<sup>9)</sup>。

警察予備隊の創設が、朝鮮戦争開始後に対日占領軍としての米軍の朝鮮半島への出動の空白を埋めるために、国内治安の強化を目的としていたことに始まり、MSA協定の締結と自衛隊の創設が上述のアメリカの冷戦・軍事戦略に規定されたものであることが明らかであろう。さらに、1980年代の中曽根康弘政権時には、自衛隊の増強によってアメリカ軍の戦略の補完をより積極的に果たそうとする姿勢が明確化される。中曽根首相の「日本列島不沈空母化」発言や「千島・津軽・対馬の三海峡封鎖」発言は、いずれもソ連空軍と海軍の対米軍事活動を日本が封じ込めようとする意図からのものであるし、対潜哨戒機P3Cオライオン100機配備による「シー・レーン」防衛計画の真の目的は、アメリカ本土への核ミサイル攻撃が可能なソ連の戦略ミサイル搭載潜水艦や、アメリカの戦略ミサイル搭載潜水艦を追跡し攻撃する目的の潜水艦の活動情報を入手し、アメリカに提供することに

---

9) 1950年代のアメリカの冷戦・軍事戦略の推移とその特徴について、より詳しくは延近 充『薄氷の帝国 アメリカー 戦後資本主義世界体制とその危機の構造』(御茶の水書房、2012年)第3章を参照していただきたい。

あったことが明らかである。

つまり、アメリカにとっての日本の防衛の第1の目的は、日本国民の生命や財産を守ることではなく、アメリカの国家安全保障と国益の確保・拡大にあり、そのための戦略の一環として日米同盟があり、日本の自衛力が必要とされるのである。在日米軍と基地のもつ意味も同様である。日本政府や国民に「日本はアメリカに守ってもらっている」とか「アメリカは日本を守ってくれる」という意識があるとすれば、それは国際的安全保障の実態を知らない情緒的で空想的なものであり、自己満足的な期待でしかない。アメリカが自らの国益に反する場合でも米軍兵士の生命をかけて「アメリカは日本を守ってくれる」はずはない。「日本はアメリカに守ってもらっている」のではなく、日本がアメリカの安全保障・国益のために協力しているのであり、アメリカは自らの国益にかなうからこそ、日本に米軍基地を維持し日本を防衛しようとするのである。

以上は、1980年代末の冷戦終結以前のアメリカの冷戦・軍事戦略と日米安全保障体制、それに規定された憲法解釈・自衛隊の意味の問題である。では、冷戦終結後、これらはどう変化したか。

2014年4月15日(未完)